

(平成 29 年 6 月 6 日 午後 2 時 10 分)

●議長 (小林幸雄) それでは、会議を再開いたします。

通告の 4 片野良之議員。

- 1 入学準備金の前支給について
- 2 除排雪支援
- 3 インバウンド誘致の方向

議席番号 2 番・片野良之議員。

◆ 2 番 (片野良之) 議席番号 2 番・片野良之です。初めての質問なので、ちょっと緊張してしまっていて、うまくできないかもしれませんが、お手柔らかに、よろしくお願いいたします。

まず、通告書のとおり、就学援助金の中の、特に入学準備金の前支給について、質問させていただきます。

義務教育段階の就学援助は、ご存じのとおり、学校教育法第 19 条や、生活保護法第 6 条第 2 項に規定するよう、要保護者と、市町村や市町村教育委員会が認めた準要保護者を援助の対象としています。現在、信濃町での入学準備金については、事後支給で対応されていますが、国の新しい指針、平成 29 年度・要保護児童生徒援助費補助金についての通知の中で、各自治体に対して、入学前の支給を可能にし、なるべく必要な時に支援を進めるよう改められたと、私は認識しておりますが、信濃町では今後、国の指針に沿った前支給にシフトしていく方向性を持たれているのでしょうか。それとも、国の指針とは違い、これまでどおり、事後支給のままでやっていくのか、このことを、質問をさせていただきますと思います。

つい先日の信濃毎日新聞でも、来年度のランドセル商戦が長野県内でも既に始まったという記事も出ておりました。一概に、それにばかりこだわるわけではないのですが、そういった商戦なども、どんどん前倒しになってきていると思います。実際、必要な時期に支給されるのが望ましいと考えておりますが、この辺、町長の方では、どのような認識をされているのか、お伺いしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) それでは、片野議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。入学準備金の前支給ということですが、国の方の制度の変更があったということで、前支給をするようにというような変更だそうでございます。要保護ということですが、私は、教育委員会からお聞きしているのは、信濃町には、要保護の方はいないということですが、準要保護等々の皆さんがおいで

でございます。要保護、国の施策、そしてまた、準要保護、町の施策と言いますか、ということもありますが、後ほどちょっと教育委員会から補足の答弁をしていただきますが、いずれにしても、国は、国としての方向を出されているわけですから、前に支給するような方向も、町としても当然考えるべきだろうし、そしてまた町独自の支給についても、従前の方法を変更して前支給できるような方法も考えていく必要があるんじゃないかなと思っています。教育委員会で、この後、詳細についてお答えをさせていただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 今ほど、長の方からもございましたが、29年3月31日の一部改正ということで、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学援助費補助金交付要綱というものが、一部改正になってございます。その通知の中で、要保護の児童に対しまして、経費の前年度支給、前年度の前倒し支給についても加味するということ、国庫補助の申請に当たりましては、当該の費用、費目につきまして、支給する時点の属する年度に経費を計上する、ということで、例えば平成30年4月に就学予定者に対しては、平成30年3月に新入学児童生徒学用品費を支給する場合は、つまり29年度の交付申請書に費用を計上するように、というようなことで、1年、前年度に費用を計上するようにというような通知が来ております。

町といたしましても、教育委員会といたしましても、要保護の児童の皆さん、準要保護の方と、いらっしゃるわけですが、できるならばと言うか、国の施策で、要保護児童については、このような扱いになっておりますので、同じような支給方法が取れるように今、研究を始めたところでございます。以上になります。

●議長（小林幸雄） 片野議員。

◆2番（片野良之） ありがとうございます。今、お答えの中で、要保護者というのが、今のところ信濃町では、いらっしゃらないということで、あと準要保護者の方は、若干いらっしゃるんですかね。そういうふうに取り扱ったんですけれども、少しでも早く、実際もう前支給をやっている自治体もありますので、そういった所を参考にしながら、本当に、事務処理にしても、いきなり1年早く処理をしなくてはいけなくなってくるということですので、簡単にはいかないとは思いますが、なるべく苦しめられている親御さんたち、不安を抱えている子供たちの不安を解消するためにも、早期の実現を目指して頑張ってくださいと思います。

また、今、検討を始められたということだったんですが、具体的に、今、検討を始めた段階では答えは出せないと思うんですけれども、少なくとも1年、2年、3年、早いうちがいいと思うんですが、どのくらいそれを実行に移すのに時間がかかると思われるのか、お答えください。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 要綱の改正等もごさいますが、なるべく早い時期にといいま
すか、国に、制度に歩調が合わせられるようにできればと、考えているところでごさい
ます。以上です。

●議長（小林幸雄） 片野議員。

◆2 番（片野良之） ありがとうございます。もう一つの質問なんですけれども、先ほど
お答えいただいた、準要保護者の認定の方に関してなんですが、県内でも、例えば、松
本市や塩尻、佐久市などでも、この準要保護者の認定条件の、一部条件緩和などが進め
られてきているように伺っているんですが、信濃町では、現状としてどのくらいの要保
護者に対する倍率で、この準要保護者を認定されているのか、また、この枠を広げてい
く方向性があるのかどうか、お答えください。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 当町では、よその市町村で例えば基準に対して一点何倍、1.4
倍であるとか 1.5 倍とか係数を掛けて、係数上で処理をしていらっしゃる市町村もある
というふうにお聞きしているところでごさいますが、当町では、係数というか、倍率の
処理をいうことは、特段しておりません。そのような事務処理をしているところでごさい
ます。以上です。

●議長（小林幸雄） 何件あるかという質問なんです、それは分かりませんか。

■教育次長（佐藤巳希夫） 要保護の件数につきましては、要保護の方につきましては、
現在いらっしゃいません。準要保護の世帯につきましては、世帯というか、子供さんの
数につきましては、40 名弱だというふうに解釈しております。以上です。

●議長（小林幸雄） 片野議員。

◆2 番（片野良之） ありがとうございます。では、信濃町では、準要保護者の認定基準
は、他の自治体とは違って、倍率を掛けていないということによろしいですね。倍率で
はないんですけれども、要保護者の条件が変わってきているので、前の基準だと受けら
れたのに、今の基準だと受けられないという家庭が増えているというのも、実情として
あるみたいなんです、その辺の対応は、信濃町独自でまた今後も、対象者を減らすこ
とがないような、今までの基準で受けられていた方が受けられるような基準を、設けて
いく方向性なのでしょうか。その辺を教えてください。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 準要保護の方につきましては、特に今現在、基準を改めるといふか、そのようなことは、特に考えてはいないんですが、社会的な要因と言いますか、外的な要因等も加味する中で、柔軟な対応をしてみたいというふうには考えているところです。以上です。

●議長（小林幸雄） 片野議員。

◆2番（片野良之） ありがとうございます。是非、よろしくお願いします。

次の質問に、移っていきたいと思います。

次に、住宅除雪支援員派遣制度について、質問したいと思います。今年の正月明けに集中的に降った大雪の後、豪雪は災害だとの見地から、雪害や除排雪の支援について先輩議員たちと、町に申し入れを行わせていただきました。その後、信濃町と同じ特別豪雪地帯の栄村への視察を含め、先進地域へ出向いて、今後検討するというふうなお話を聞いていたのですが、その後、その辺の進捗などを、お聞かせください。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 住宅除雪支援員さんの関係なんですが、議員おっしゃったとおり、3月に栄村の方へ視察させていただきました。栄村の仕組みと言いますか、体制が、信濃町でどうなのかというのもまた、係の方で検討をしているところでございます。

●議長（小林幸雄） 片野議員。

◆2番（片野良之） 今、雪はなくなって、どうしても雪が消えてくると雪害に対する話というのが、どうしても影が薄くなってきてしまうので、もし今後、取組として強化していくのであれば、ある程度の方向性をそろそろ出していかないと、予算的なものなど、補正も組めないと思いますし、この次の冬に備えて、早く結果を出していく必要があると思うんですが、その辺、いつまでに結果を出すとかいう、そういう期日みたいなものは、考えていらっしゃるのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長（高橋 徹） 特別、いつまでという期日は設けていません。今現在と言いますか、28年度中の除雪の支援員さんの関係なんですけれども、信濃町では、県の補助事業を利用した住宅除雪支援員さん、そしてまた、それとは別にシルバー人材センタ

一に委託している軽度生活支援事業ということで、この二つの事業を行っております。

県の補助事業につきましては、所得要件等、非課税の方が対象となりますし、信濃町から自動車で約 1 時間圏内に、労力、または資力のあるお子さん等がいらっしゃる则该当にならないという規定もありますので、その部分について、シルバー人材センターさんをお願いをしています。軽度生活支援事業というところで、その対象にならない方、高齢者の方、高齢者世帯、また障害者の世帯が主なところなんですけれども、そういったところを対象にして行っております。

ですので、先ほど言った、栄村のような形、臨時職員の方を冬の間雇用して、という感じに変えていくかどうかというところまでは、今のところまだ、いつまでとか、結果がいつまでに出るとか、この場ではちょっと答えられないと言いますか、分からない状態です。

●議長（小林幸雄） 片野議員

◆2 番（片野良之） ありがとうございます。実際、私も町のホームページで要綱などを見たりして、条件なども確認させていただいているんですけれども、車で 1 時間内外の所に家族がいれば、というようなことが記載されてあったんですが、例えば、それが同じ特豪の地域であったりすれば、信濃町でも大雪が降って、例えば、ご家族がいらっしゃる飯山であったり、同じく特豪の場所に住まわれていた場合に、1 時間ぐらいの所にいるからといって、気楽にこちらに帰ってきて、除雪の手伝いができるとは、ちょっと思えないんですね。

そういったところも、もうちょっと、この特別豪雪地帯に指定されている信濃町なので、もう少し、県の基準だけではなくて、柔軟な対応も考えていかれた方がいいじゃないかと思うのですが、実際の除雪支援の方々の人材の確保にしても、大変難しいという話は聞いていますので、すぐに結果が出るとは思えないんですが、やはり前もって取り組んでいかないと、その場になって、その年によって雪の量は変わりますので、少ない年もありますし、一概には言えないと思うんですが、もし本当に困るような大雪になった場合に、前もっての取組がなければ、準備がなければ、対応もできないと思うので、その辺、町としては今後、しっかりと取り組んでほしいと思いますし、またその辺の取組を、今後どうされるのか、町独自の基準を新たに設けるのか、そういったところも含めて、回答をお願いします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） この今の、住宅支援員除雪に関しての制度も、こちらの議会も含めて、長年、県の独自の制度として、一定額の基準額でやっていたんですが、この特豪地域の議員さん方の要望で、県知事も「よし、分かった」ということで今、拡充してと言いますか、金額的にですが、拡充して、今日に至っているというのが、実情であります。そうは言っても、県の基準額が、例えば、1 回と言いますか、1 日 1 万 2000 円とかとい

う部分の半額、2分の1を補助で、あとの6000円の部分と、上乗せ部分については、町が単独にかさ上げして、支援員を確保してやっている。

現状からしますと、なかなか支援員の皆さん方がおっしゃるように、やっていただけるといふ方が、だんだん少なくなってきた。これに対して今後、どういうふうにしようかということが、一つの事務局的な悩みでもありますし、地域的な悩みになってくる、このことを、先ほどの栄村も参考にしながら、今後どう組み立てていくのかというように今、進んでいるということでございまして、明日までに結論を出すとかというようにことじゃないということ、今担当の課長が言いましたけれども、慎重にまた、検討をしていかなきゃいけないし、将来に向けて、在りようについて、しっかりとまた、確立をしていかなきゃいけないというふうに思います。

そういう意味では今、多くの収入だとか…収入じゃなくて所得に関係なく、お年寄りの皆さんの家庭、本当に、この雪という問題については、大変なご苦勞をされているんですね。ですから、その思いをどう軽減できるかという観点から、どこまで町としてできるか、これやはり他の分野の公平性の問題とかいろいろありますから、その辺も広い視野で、今、課長が言った分も含めて、検討の一つとして、今後に向けて、検討を深めていかなきゃいけないという、時代になっているかなと思います。

●議長（小林幸雄） 片野議員。

◆2番（片野良之） ありがとうございます。本当にくだいようですが、やはり早めに、少しでも進んだ結果が出るように、町には頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、三つ目の質問に移らせていただきたいと思います。

信濃町は、観光も、主要な産業の町です。インバウンドでの観光客誘致についても、予算を組んで取り組まれています。今後、どのような国から、どのような客層を、そして、どのくらい誘致しようとしているのか、方向性などをお伺ひしたいと思います。

また、そのインバウンドでの誘客によつた波及効果など、どのくらい見込まれているのか、町の考えをお聞かせください。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） それでは、訪日外国人の旅行者の獲得に向けた取組について、説明をさせていただきます。

昨年度より、本格的な取組を開始をしまして、以前は英語版の観光パンフレットだけでした。また、そのほかに英語・韓国語の癒しの森のパンフレットのみでしたけれども、昨年度からは町のホームページも4か国対応にさせていただきました。翻訳機能を持たせた情報発信を行いながら、更に昨年度は、町内外の外国人の方にも制作に携わっていただき、SNSで拡散したくなるような写真をピックアップしながら、外国人目線から

の英語・韓国語・中国の繁体語・タイ語の多言語観光パンフレット、また、同じく 4 か国の観光に特化したウェブサイトを作成をいたしたところであります。

制作したパンフレットにつきましては、JNTO (ジェント)、日本政府観光局でございますが、そちらを通じて、現地の海外事務所や、県内及び首都圏の主要観光案内所、宿泊所、空港内の観光案内所等に配布をしたところであります。なお、本年度からは、JNTO (ジェント) の賛助会員になりまして、オフィシャルウェブサイト、SNS での発信、訪日観光客向けのサイトへのリンク設置などでの情報発信に、努めているところであります。

波及効果でありますけれども、昨年度からの本格的な取組によりまして、訪日外国人の宿泊数は、平成 24 年には 3500 泊まで落ち込んだ宿泊客も、平成 28 年は約 8000 泊を超える見込みとなっております。宿泊だけでなく、町内施設でのアクティビティの体験もされておられるところであります。現在の当町における外国人客は、台湾、韓国人がメインとしておりますけれども、ターゲット層の拡大、また個人旅行客の獲得に向け、総合戦略で定めております平成 31 年・1 万 2000 泊の目標を達成できるよう、更なる取組を進めているところであります。

●議長 (小林幸雄) 片野議員。

◆2 番 (片野良之) ありがとうございます。もう一度、ちょっと確認なんですが 3500 泊だったのが、何年だったでしょう。

●議長 (小林幸雄) 質問で、いいですね。小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 平成 24 年に 3500 泊が、平成 28 年に 8000 泊となったところであります。

●議長 (小林幸雄) 片野議員。

◆2 番 (片野良之) ありがとうございました。昨年度までで、大体何月期ぐらいが、インバウンドのお客様は、シーズンによって波があると思うんですが、今、こういった波で来られているのか、教えてください。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 今、多く来ているのは、冬期間のスキーのお客様が、たくさん入っているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 片野議員。

◆2 番(片野良之) あともう一つ、教えていただきましたのですが、このインバウンドのお客様ですが、信濃町には大きな箱の施設から、旅館やペンションさんまで、たくさんの施設があるんですが、この今、約 8000 泊来ている中で、そのホテル、旅館、ペンション等、タイプが分かれると思うのですが、大体ホテル系でどのくらいの割合、もしくは人数、ペンションの方でどのくらいの人数、という細かい所は把握されて、もし把握されていれば、その数字も教えてください。

●議長(小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長(小林義之) まだ 28 年度、大きなホテルしか調査をしておりませんが、そこで今、7600 泊がホテルとなっております。例年ですと、12、3 の宿泊のペンション等で、残りが行っているような状況でございます。

●議長(小林幸雄) 片野議員。

◆2 番(片野良之) ちょっと先ほどの質問と重複するんですが、割と韓国のお客様が今、多いというふうに、先ほどお答えいただいていたんですけども、癒しの森の関係でも、大分前から韓国の方の大学と連携したりとか、いろいろシステムがありましたり、スキーのインストラクターですか、インターンみたいな制度も取り入れてやっていたりするようなんですけども、今後、そちらの方をもっと拡大していく方向でいらっしゃるでしょうか。

●議長(小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長(小林義之) 癒しの森の関係につきましては、やはり今、韓国が、この間の調査ではありますけれども、自殺者が非常に、全世界でも、この間は 2 位になったんですが、その前は自殺者が 1 位というようなことで、国を挙げて、町が行っている癒しの森事業に目を向けておりまして、そういう方たちが、韓国の大学でもそういう研究をされておりまして、そういう方たちも、信濃町の養成講座をモデル的に視察などに来られているような状況もありまして、去年も 3、4 回は、民間の方たちですとか、そういう方たちも含める中で、こちらの方へ来ているような状況であります。

また、スキーの関係につきましては、中国人のインストラクターの方を養成をしております。また、県におきましても、中国人の修学旅行、学生の修学旅行の誘致の協定を結んでおりまして、そういう中で、スキー客も、中国からの修学旅行のスキー客も増えているような状況でありますので、そういうような取組も合わせて、引き続きインストラクターの養成も行っていきたいと思っております。

●議長(小林幸雄) 片野議員。

平成 29 年第 414 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録(2 日目)

- ◆ 2 番 (片野良之) どうもありがとうございました。時間、大分早いんですが、用意しておりました質問の内容が終わってしまいましたので、これで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長 (小林幸雄) 以上で、片野良之議員の一般質問を終わります。この際、2 時 55 分まで、暫時休憩といたします。

(午後 2 時 41 分)